

平成22年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成22年6月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年6月4日	9時30分	議長	酒井恵明	
	散会	平成22年6月4日	10時35分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳		3番	後藤信八	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		税務住民課長	重松俊彦	
	教育長	松隈亞旗人		健康福祉課長	眞島敏明	
	会計管理者	平野勉		こども課長	内山敏行	
	総務課長	小野龍雄		農林環境課長	吉浦茂樹	
	企画政策課長	岩坂唯宜		まちづくり推進課長	大久保敏幸	
	財政課長	安永靖文		教育学習課長	毛利俊治	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町政報告
日程第 4	第33号議案	基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 について
日程第 5	第34号議案	基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい て
日程第 6	第35号議案	基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	第36号議案	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 8	第37号議案	第 3 次基山町国土利用計画について
日程第 9	第38号議案	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第10	第39号議案	平成22年度基山町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第11	第40号議案	平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第12	第41号議案	平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第13	第42号議案	平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第14	報告第 2 号	基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第15	報告第 3 号	継続費の精算報告について
日程第16	報告第 4 号	基山町土地開発公社の事業報告について

～午前9時30分 開会～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成22年第2回基山町議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第1．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、重松一徳議員と後藤信八議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日より14日までの11日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

議長（酒井恵明君）

日程第3．町政報告を議題とし、町政報告を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成22年第2回定例町議会をお願いをいたしましたところ、議員の皆さん方には御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思っておりますが、条例関係が基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について外3件、第3次基山町国土利用計画について、基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、予算関係が平成22年度基山町一般会計補正予算（第2号）、平成22年度基山町国民健康保険特

別会計補正予算（第1号）、平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）等について提案を申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、消防関係でございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月4日に若基小学校グラウンドで実施いたしました。本町消防団は、町民の方々の御協力により、20名の退団者に対し、20名の新入団員を補充することができました。

また、4月1日より、10区、13区が基山町消防団第8部に加入されました。これで町内すべての区が消防団に加入することになり、今後ますます消防活動が充実することとと思われます。10区、13区の消防団加入につきましては、5区、10区、13区の皆様、消防団第8部、そして消防委員会、その他関係各位の御理解と御協力をいただき、本当にありがとうございました。

次に、地籍調査事業についてでございます。

前年度までに20.45・、98.0%の現地調査を終了いたしました。今年度は、092計画区、大字園部字金丸、三ヶ敷、亀ノ甲、0.34・の現地調査を計画しており、4月28日に説明会を開催し、事業着手をいたしました。

次に、こども課関係についてでございます。

放課後児童クラブについては、今年度から教室の分割に伴うひまわり教室の新設、コスモス教室の改修にあわせて対象学年の拡大及び保育時間の延長を行い、運営しております。保護者の方が安心して預けられるように努力してまいります。

また、子育て交流広場についても、多くの方にいつでも気軽に利用できるよう、保健センターと連携を図りながら事業を推進しております。

子ども手当につきましては、認定請求の手續に関するお知らせを、4月12日付で認定通知1,409人、額改定通知445人及び勸奨通知624人に発送し、申請の受け付けを行っております。

次に、犬の登録及び狂犬病予防注射業務についてでございます。

狂犬病予防に基づく登録と予防注射の事務を円滑に行うため、集合登録及び集合注射を4月2日にけやき台の北部公園、4月6日と11日に役場で実施をいたしました。今回の新規登録頭数は35頭、予防注射頭数は513頭となっております。

次に、循環バスについてでございます。

平成12年度から平成21年度まで西鉄バス佐賀株式会社に運行を委託しておりましたが、運行から10年になりますので、同じ条件の仕様のもと見積入札を実施した結果、有限会社基山タクシーと6,174千円で契約を行い、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間で運行いたします。

次に、下水道事業についてでございます。

生活環境の改善及び河川の水質保全を図るため下水道整備を進めておりますが、4月1日より、工事が完了しました南高島団地13haを公共下水道として供用開始しました。平成21年度末の整備済み面積は231.3haで、整備率は41.8%となっております。

次に、教育委員会関係についてでございます。

5月16日に、町民の方々の参加を得て区対抗スポーツ大会を実施いたしました。当日は晴天に恵まれ、昨年は残念ながら雨天のため中止したソフトボールについても実施することができました。ソフトボール、ミニバレーボールとも熱戦が繰り広げられ、大会結果については、ソフトボールが第13区、ミニバレーボールは第9区が優勝いたしました。

次に、寄附金、物品の報告についてでございます。

基山町大字宮浦991番地2、鳥飼建設株式会社、代表取締役鳥飼善治様より、4月21日に校章200千円相当を基山小学校へ寄附がありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～16 第33号議案～第42号議案、報告第2号～報告第4号

議長（酒井恵明君）

日程第4．第33号議案より日程第13．第42号議案まで、並びに日程第14．報告第2号より日程第16．報告第4号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、順次提案理由の説明を申し上げます。

第33号議案 基山町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正について並びに第34号議案 基山町職員の育児休業に関する条例の一部改正については、少子化対策の観点から喫緊の課題となっております仕事と子育ての両立支援等を一層図るため、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用関係を整備するため、第33号議案 職員の勤務時間、

休暇に関するものを、それから第34号議案で職員の育児休業等に関するものを提案するものでございます。

内容については、担当課長より補足説明をいたします。御審議賜りますようお願いいたします。

第35号議案 基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法第25条2項の規定により、給与からの控除をする場合は条例で定めなければならないとなっているため、提案いたすものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第36号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部改正する法律の施行に伴い、条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。御審議賜りますようお願いいたします。

第37号議案 第3次基山町国土利用計画についてでございます。

平成20年度を基準年度とし、平成29年度までを計画期間とする第3次基山町国土利用計画を定めるに当たり、国土利用計画法第8条第3項の規定により議会の議決が必要でありますので、御審議賜り、御可決くださいますようお願いをいたします。

内容については、担当課長より補足説明をいたします。

第38号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

基山町大字園部984番地の鳥飼邦弘氏を適任と考えまして、基山町固定資産評価審査委員として御提案をいたします。次の10ページに職歴を上げておりますように、平成14年9月より固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただき、今日に至っております。適任と考え、御提案申し上げておりますので、よろしく御承認いただきますようお願いをいたします。

それから、第39号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

これにつきましては、現計予算5,068,768千円に今回歳入歳出それぞれ13,435千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ5,082,203千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。御審議賜り、御可決いただきま

すようをお願いいたします。

次に、第40号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算1,587,654千円に今回歳入歳出それぞれ276千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ1,587,930千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、市町村共済組合の掛金率、負担金率の決定と基幹系情報システム改修業務委託料の追加によるものでございます。予備費で財源調整を図っております。

第41号議案 基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算177,961千円に今回歳入歳出それぞれ410千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ178,371千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、歳入は医療保険料の追加によるものでございます。歳出は、広域連合納付金の追加によるものでございます。

第42号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算708,704千円に今回歳入歳出それぞれ7,352千円を更正いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ701,352千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、歳入は公共下水道一般会計繰入金の更正によるものでございます。歳出は、人事異動並びに共済費の更正によるものでございます。

次に、報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

平成21年度基山町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成22年度に繰り越したので、繰越計算書を別紙のとおり報告をいたします。

事業名は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に総額50,124千円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に総額16,853千円、地域活性化・公共投資臨時交付金事業、美しい森林づくり基盤整備事業に64,000千円、その他の3事業に33,815千円を平成22年度へ繰り越すものでございます。

報告第3号 継続費の精算報告についてでございます。

内容につきましては、基山小学校改築事業でございます。事業年度、平成19年度より平成21年度、全体計画事業費額2,239,183千円に対しまして支出済額2,226,791千円、精算差額12,392千円となっております。

報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告でございます。

後ほど担当課長より報告をいたします。

以上でございますが、御審議いただきまして御可決いただきますようによろしくお願い申し上げます。

なお、今期会期中、平成21年第3回定例議会において継続審議となっておりました第42号議案 基山町まちづくり基本条例について、訂正を申請し、御審議をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長（酒井恵明君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、ここで補足説明を担当課長よりお願いいたします。

まず、第33号議案に対する補足説明を求めます。総務課長。第33号と第34号一緒に補足説明をお願いします。

総務課長（小野龍雄君）

まず、第33号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例並びに第34号議案 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、関連性がありますので、同時に補足説明をさせていただきます。

まず、本条例の制定に至る経緯につきまして、資料の4ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。資料の4ページお開きください。

総務課長（小野龍雄君）続

まず、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が平成21年7月11日に公布され、平成22年6月30日に施行されることを受けまして、今議会で条例の一部改正をお願いいたすものでございます。

まず、添付いたしております4ページの中で概要を説明させていただきます。

まず、1の子育て期間中の働き方の見直しとしまして、丸のところに、3歳までの子を養育する職員について、短時間勤務制度、1日6時間を設けることを事業主の義務とし、とありますけれど、これは町条例が制定済みでありますので、その下の、労働者からの請求があったときの所定外、いわゆる時間外労働の免除化を制度化する点、それから2点目としまし

て、子の看護休暇制度を拡充する、小学校就学前までの子が1人であれば現行が年5日となっております。2人以上であれば年10日ということをお願いいたします。3点目に、仕事と介護の両立支援としまして、介護のための短期の休暇制度を創設する。要介護状態の対象家族が1人であれば5日、2人以上であれば10日となります。4点目につきましては、資料には記載をいたしておりませんが、育児参加休暇としまして、妻の産前産後期間中に当該出産に係る子または小学就学時までの子を養育する男性職員に与えられる休暇の4点が、改正の主な点でございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

前のページに戻っていただきまして、新旧対照表の1ページをお願いいたします。まず、改正前の8条の3項の下に新たに2項を設けております。この条文の内容としましては、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために時間外免除の申請を提出した場合は、時間外をさせてはならないことという条文が新たに設けられております。

そのことによりまして、改正前の2項を3項に、それから改正前の2項中の文中、「前条」という部分につきましては全体を含む「第8条」に改めまして、次に、規定する勤務以外の括弧書き、災害その他の以下の文につきましては、先ほど新たに設けた8条の2項の中で明記いたしたために削除をいたしております。

それから次に、改正前の3項を4項に改めまして、「前2項」を「第1項及び前項」に改めております。「この項において」を削除するのは、3ページのほうに、第23条の3項の条文中に再度要介護者という文言が出てくるために削除をするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。改正前の4項を条文整理のために5項に改めまして、条文中の「前3項」を「前4項」といたします。

それから、第11条の休暇の種類の中に、新たに「育児参加休暇」と「短期介護休暇」を追加いたしております。

それから、3ページのほうをお願いいたします。育児参加休暇を22条の2項に新たに加えるもので、これは妻の産前産後の57日間の中に、当該出産に係る子または小学校就学時に達するまでの子を養育する男性職員に5日間の育児参加休暇を与えるものを整理いたしております。

それから次に、23条の2項におきましては、今まで負傷か疾病しかなかった看護休暇に病気の予防に関するものを加えまして、期間が1人5日あった現行条例に、2人以上の場合は

年1人当たり10日とするための条文改正をいたすものでございます。

それから次に、23条の3項で、配偶者、父母、子等の介護や通院の付き添い等の必要な世話をする職員に与えられる休暇で、年に5日、要介護者が2人以上の場合にあっては年10日の介護休暇を与えるものを新たに加えるものでございます。

以上が第33号でございます。

続いて、第34号議案について補足説明をさせていただきます。

本条例につきましても、先ほどの育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険の一部改正の制定が21年7月11日に公布されておりまして、これに対しまして平成21年8月、国会と内閣に対しまして人事院より意見の申し出がありまして、国家公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律が平成21年11月30日付で公布をされております。

その法律によりまして、資料の10ページをお願いいたします。10ページで概要を示しておりますけれども、まず概要の としまして、職員の配偶者が育児休業をしている場合にあって、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の承認を請求することができるよう措置を行うこと。それから の、子の出産の日から一定の期間内、産後8週プラスの出産日1日を加えた57日間に育児休業を取得した職員については、再度育児休業をすることができるよう措置することの改正でございます。

この条例の施行日は、法律の施行日に合わせまして平成22年6月30日からとなっております。

前のページに戻っていただいて、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、2条の育児休業をすることができない職員ということで、改正前の中で2条の1号から6号を掲示をされておりますけれども、まず1号、2号につきましては、地方公務員法の条文の文言でその他のと表現しておりますのが、その他となることによって、法律用語により1号、2号を特別に条例で明記しなくなったために、1号、2号については削除するものでございます。それで、3号についてを改正後の1号に、それから4号を改正後の2号に改めるもので、5号、6号につきましては、育児休業をすることができない職員から、改正によりましてできる職員となったために削除するものでございます。

それから、次の育児休業法第2条第1項以下ずっと書いてある分については、人事院規則で定められた期間を明記するもので、先ほど概要で説明しました57日間、7日掛けるの8週

プラス出産日ということで57日間を明記いたしております。

それから、改正前と改正後に表題を変えておりますけど、これは地方公務員法の用語に合わせるために行っております。改正前の1号で「第5条第2号に掲げる」と上げておりますけれども、この分につきましては改正前の第5条の1号、職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育している場合は、特別な事情を設けなくなったために、条文を改正をいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。6ページの4号で交互の要件が削除をされております、共働きについての。育児休業の申請が終了した後に3カ月の期間をあければ再度申請ができることとなったために、条文の整理を行っております。

それから、5条の育児休業承認の取り消し事由としまして、改正前の1号につきましては、育児養育を見ることができる人となったために削除し、2号を1号に条文整理したものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。7ページの9条につきましては、5ページの2条のときに説明した内容と同じく、条文の整理をしたものでございます。

10条につきましては、育児時間勤務のための承認ということで、13条第1号が削除されたことにより2号が1号となったためでございます。

次に、8ページをお願いいたします。8ページの改正前のアンダーラインの分は、第13条の1号が削除されたことによりまして3号が2号になったために条文を改正いたしております。それから、5号の部分につきましては、6ページの3条4号と同じ扱いになります。

それから、13条の育児短時間勤務承認の取り消しにつきましては、改正前の1号につきましては、先ほど述べましたように、できるようになったために、1号を削除しまして2号を1号に、3号を2号に整理いたしたものでございます。

それから、9ページにつきまして、これも2条で説明しました内容と同じでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

次に、第35号議案に対する補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

第35号議案 基山町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、町長より提案理由の説明がありましたように、地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその金額を払わなければならないこととされております。このことが国会審議を踏まえまして、総務省より、地方公共団体の会計機関が職員に直接給与を支給する以前にその一部を控除することの適正化についてという通知がありまして、条例の根拠なく控除を行っている団体については速やかな是正のための措置を行うこととの指導があり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案の中で、基山町の職員の給与条例中、第4条の第2項に給与からの控除を新たに加え、1号から7号で給与から控除できるものについて明記いたして、今回御提案申し上げております。どうぞ御審議いただき、御可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

次に、第36号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

第36号議案の基山町国民健康保険条例の一部改正について補足説明をいたします。

今回の改正につきましては、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

内容的には、国民健康保険法第72条の4の削除による引用条文の改正であります。資料の12ページの新旧対照表によって補足説明をいたします。

よろしいでしょうか。アンダーラインの部分でございます。国民健康保険法第72条の4が削除をされたために、引用条文の法「第72条の5」を法「第72条の4」に改めるものでございます。内容の変更はありません。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

次に、第37号議案に対する補足説明を担当課長お願いします。企画課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

それでは、第37号議案 第3次基山町国土利用計画についての補足説明をさせていただきます。

国土利用計画法第8条の規定に基づきまして市町村計画を定めております。これにつつま

しては、県の国土利用計画を基本とするとともに、第4次基山町総合計画の基本構想に即しなくてはならないというものでございます。本来であれば、第4次基山町総合計画と同時に策定の予定をいたしておりましたが、県の国土利用計画策定が遅延して、平成20年度にでき上がっております。その関係で、今回21年度で作成をさせていただきました。

内容につきましては、国土利用計画法施行令第1条第3項に規定いたします町土利用に関する基本構想、それから町土利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、この2つの事項ですね、今申し上げた2つの事項に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要、これについて定めたものでございます。

それでは、資料を差し上げております第3次基山町国土利用計画によりまして補足説明をさせていただきたいと思いますが、5月11日の全員協議会の中で概要説明につきましてはさせていただきますので、申しわけございません、今回につきましては簡単な補足説明にさせていただきたいと思います。

6ページをお願いいたします。第3章でございますけれども、町土利用に関する基本構想は、基本理念、それから4つの基本方針、それから地域類型別の町土利用の基本方向3地域、利用区別の町土利用の基本方向6区分を定めまして、総合的かつ計画的な土地利用を図ることで定めております。

それから、ちょっと飛びますけれども16ページをお願いいたします。第4章でございます。町土利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要でございます。町土利用目的に応じた区分ごとの規模の目標といたしまして、基準年次及び目標年次等の5つの目標を18ページの地域別の概要まで3地域に分けております。

それから、22ページをお願いいたします。第5章でございます。第3章、第4章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要でございますけれども、これにつきましては公共福祉の優先から、24ページまでわたります計画の推進ですね、の8項までを上げて定めさせていただいております。

なお、全員協議会の説明後に再度内容を精査いたしまして、道路に関する部分、これにつきまして修正をした箇所がございます。その部分を読み上げさせていただきたいと思います。

まず、12ページをお願いいたします。12ページの下から6行目でございます。この6行目のまたのところからでございますが、また、町内の安全で円滑な移動を確保するため、けやき台内幹線道路などの町内道路網全体のあり方について検討するというところでございます。

それともう一カ所、19ページをお願いいたします。地域別概要の地域1ですね、この(2)土地利用の方向のところでございますが、これにつきましては4行目の終わりのところからでございますが、確保を図るとともに、町内の円滑な移動を確保するため、けやき台北部の幹線道路網整備について検討する。これについて修正をさせていただいております。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

第39号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。財政課長。

財政課長（安永靖文君）

それでは、第39号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第2号）についての概要説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、主なものにつきましては、広域入所保育に係るもの、それから緊急雇用創出事業に係るもの、それから消防団員退職報償金に係るもの、宝くじによるコミュニティ助成事業に係るもの、それから敬老祝金の追加並びに予防接種の委託料の追加が主なものでございます。

それでは、内容につきましては事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

今回は地方債等の追加はございませんので、事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、3ページをお願いいたします。よろしゅうございますか。歳入の13款・国庫支出金でございます。民生費国庫負担金、保育所運営費負担金でございます。この件につきましては、基山町の方が他市町村の保育所に預けるという広域入所保育でございます。基準額の2分の1でございまして、今回521千円の追加をお願いをいたしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。この件につきましても広域入所保育に係るものでございまして、基準額の4分の1、260千円の追加をお願いをいたしております。

5ページをお願いいたします。県補助金でございます。9目・労働費県補助金でございますが、この件につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金交付金の追加といたしまして2,405千円をお願いをいたしております。内容につきましては、商工会が実施いたします事業に基金を活用いたしまして、商工会に委託をする事業でございます。商工会のほうの事業計画では2名の雇用を計画され、実施は7月からの予定でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。今回、繰入金、財政調整繰入金といたしまし

て5,000千円の追加をお願いし、財源調整を図らせていただきました。

7ページをお願いいたします。諸収入、受託事業収入の1節・文化財調査受託事業収入でございます。三ヶ敷遺跡発掘調査受託事業350千円の追加をお願いいたしております。これは、さきの臨時議会で御議決いただきましたメークス株式会社の土地の文化財調査の整理作業分でございます。相手先はメークス株式会社でございます。

8ページをお願いいたします。同じく5項の雑入でございます。まず、消防団員退職報償金の追加といたしまして2,892千円をお願いいたしております。対象人員は15名でございます。ちなみに、10年以上の部長、班長が8名、5年以上の班長が2名、それから5年以上の団員が5名の合計15名でございます。続きまして、新しくコミュニティ助成事業補助金として1,600千円をお願いをいたしております。これは宝くじの助成でございます。内容といたしましては、6区公民館の備品といたしまして会議用テーブル20台、折り畳みいす60脚並びに屋外テント2張りが主なものでございます。

続きまして9ページ、歳出でございます。

歳出につきましては、2節、3節、4節につきましては、一部支払科目の変更もございまして、主なものにつきましては4月の職員の人事異動によるものでございます。また、ところどころ4節に社会保険料と出てまいります。この件につきましては緊急雇用創出事業に係る臨時職員の社会保険料でございます。

12ページをお願いいたします。2款1項6目の企画費、19節・負担金補助及び交付金でございます。これは、新しくコミュニティ助成事業補助金として1,600千円をお願いをいたしております。これは、歳入で申し上げました宝くじの助成の分でございます。6区公民館の備品でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。民生費の2目・老人福祉費でございます。20節・扶助費、敬老祝金の追加といたしまして3,730千円をお願いをいたしております。これにつきましては、従来の形に戻させていただいたということで、70歳と77歳が10千円で337名、88歳と90歳が20千円で104名、99歳が30千円で7名、100歳以上が50千円で7名、このデータは5月6日現在のデータでございます。合計の455名でございます。これによりまして敬老祝金の総額は、予算額は6,010千円となります。

それから続きまして、17ページをお願いいたします。4目・国民年金費でございます。7節・賃金で臨時雇賃金として815千円をお願いいたしておりますが、これにつきましては職

員の病休によるものでございまして、1名臨時雇いの雇用を計画をいたしております。

続きまして、18ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費の1目・児童福祉総務費でございまして、13節の委託料でございまして、これは、歳入でも申し上げましたとおり、広域入所保育事務委託料といたしまして3,558千円の追加をお願いいたしております。これは、基山町の方が町外の保育所に預けるということでございまして、ちなみに、佐賀市に2名、上峰町に1名、小郡市に2名、それから熊本県天草市に1名、計の6名分でございます。続きまして、消防設備保守点検委託料15千円でございまして、これにつきましては、ひまわり館の消防施設の点検の分でございまして、それから、18節・備品購入費、放課後児童教室備品ということで10千円をお願いいたしております。これにつきましては、ひまわり館の消火器2本分でございます。

20ページをお願いいたします。4款・衛生費、1項・保健衛生費の2目の予防費でございまして、13節・委託料でございまして、各種予防接種委託料といたしまして4,698千円の追加をお願いいたしております。この予防接種は日本脳炎の予防接種でございまして、これにつきましては、平成17年に日本脳炎の予防接種におきまして健康被害等がございまして、政府といたしましても接種の積極的な勧奨を控えてきていたということでございまして、このところ新しいワクチンが開発されまして、政府も22年から日本脳炎の予防接種を積極的に勧奨するということになりましたので、その分の追加をお願いをいたしております。一応、対象といたしましては3歳児でございまして、年2回の接種予定でございまして、

23ページをお願いいたします。7款・商工費でございまして、1目・商工総務費、13節・委託料でございまして、これは、先ほど歳入でも申しました緊急雇用創出事業の分でございまして、委託として商工会に委託するもので、2,405千円をお願いをいたしてるところでございまして、

29ページをお願いいたします。消防費でございまして、8節・報償費、退職団員退職報償金といたしまして、先ほど申しました15名分の2,892千円をお願いをいたしております。

続きまして、31ページをお願いいたします。10款・教育費、2項・小学校費でございまして、2目の若基小学校管理費、11節の需用費でございまして、今回修繕料といたしまして693千円をお願いをいたしております。これは、内容につきましては、職員室等のクーラー設備の修繕料としてお願いをいたしております。

最後、36ページをお願いいたします。予備費でございまして、今回、140千円の追加をお願いをいたしまして、財源調整を図らせていただきました。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

次に、報告第4号について補足説明を求めます。企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）

それでは、私のほうから基山町土地開発公社の事業報告をさせていただきたいと思います。資料に平成21年度事業報告書及び決算諸表というのを差し上げておるとは思いますが、そちらのほうで説明させていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長、ここで説明して。

企画政策課長（岩坂唯宜君）続

どうも失礼いたしました。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、2ページをお願いいたします。平成21年度におきましては、用地の買収及び売却等はございません。ゼロで上げさせていただいております。

次からは理事会の開催状況及び庶務に関する等の事項でございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

それから、7ページをお願いいたします。平成21年度基山町土地開発公社決算書でございます。収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、受取利息7,423円。次に、支出につきましては、販売費及び一般管理費818,799円、不用額につきましては77,060円になっております。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。これにつきましては、収入の部についてはございません。それから、支出の部は、公有地取得事業費360,963円でございます。内容につきましては、図書館等用地及び児童館等用地の取得のため基山町より借り入れております80,214千円の支払い利息となっております。

それから、9ページをお願い、次のページでございます。平成21年度基山町土地開発公社の損益計算書でございます。販売費及び一般管理費の818,799円と事業外収益7,423円で、当期損失といたしまして811,376円になっております。

次のページの10ページから11ページでございますが、平成22年3月31日現在におきます貸

借対照表でございます。

まず、資産の部についてでございますが、流動資産であります預金、定期預金及び公有用地の計でございます。123,639,286円と、固定資産の器具備品、車両、減価償却累計額の1,740,603円でございます。資産合計125,379,889円でございます。

次のページの負債でございますけれども、これにつきましては長期借入金80,214千円でございます。

資本の部につきまして、次のページ、12ページでございますけれども、基本金が1,500千円でございます。また準備金であります前期繰越準備金につきましては44,477,265円と当期損失811,376円になりまして、資本合計45,165,889円となっております。そして、負債資本合計につきましては、125,379,889円でございます。

次に、13ページでございます。平成22年3月31日現在におきます土地開発公社財産目録でございます。まず、流動資産でございますが、預金が390,377円、それから定期預金3,500千円、公有用地119,748,909円、流動資産の計につきましては123,639,286円でございます。次に、固定資産1,740,603円でございます。資産合計125,379,889円となっております。次に、固定負債でございますが、長期借入金80,214千円でございます。基本金が1,500千円、差引純財産が43,665,889円となっております。

あとにつきましては、明細表あるいは保有土地の状況等の地図をつけております。そういう関係でございますので、後ほどお目通しをいただければと思っております。

以上、報告をさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

本日の会議は以上をもちまして散会いたします。

～午前10時35分 散会～